

桶川スポーツランド貸切規定

2020年1月1日-2020年12月31日

別紙「走行規定」も合わせてお読みください。

第1条 目的

桶川スポーツランドを貸切してイベントを行う際は、貸切申請書（別紙）にて申請した内容で行うこと。内容の変更がある場合は必ず申し出ること。

第2条 貸借内容

貸借する施設、期間、時間、付帯施設および機材等については、申請書記載の通りとする。施設使用において、施設管理、イベント運営は第三者への又貸しを禁止する。※主催者（申請者）がイベントに参加できないときは、当日の責任者を明確にすること。（当日イベント開始前に責任者の方は事務所受付までお越しください）

■ 貸切使用申請の方法

【1】希望の日程が貸切できる状態か問い合わせ確認してください。（電話、メールなど）

【2】確認が取れたら、その日程を1週間「仮押さえ」としますので、1週間以内に申請書を提出してください。

申請書を出す際に必要なものは、身分証明書のコピー（初めて借りる場合）、印鑑（シャチハタ不可）と申込金（使用料金の10%以上）になります。申込金は特別にこちらが認めた場合以外必ず必要です。（申請書が受理されていない段階での告知はしない事）

【3】残りの料金は当日までに指定の振込先に振り込んでいただくか、当日の朝9:00までに窓口へ直接お支払いください。

（桶川スポーツランドが特別に認めた場合以外、走行前にお払いいただきます。）

第3条 運営管理、損害に対する責任

イベント当日の責任はすべて主催者（申請者）が負うものとする。

- ① 施設使用中は安全かつ円滑な運営が実施できるように努めること。
- ② 施設使用中および管理中に発生した事故並びに第三者に対する損害賠償等はすべて主催者（申請者）が対応処理すること。
- ③ 桶川スポーツランドスタッフの指示（主に安全面です）には従うこと。

第4条 安全管理

桶川スポーツランドスタッフは、主催者並びにイベント参加者（ギャラリーも含む）が施設を使用中、安全かつ円滑に運営を実施できるように常に監視するものとする。こちらで安全管理上必要だと判断した場合は運営に介入し通知することなく使用の変更、中断、中止を決定できる。

第5条 施設の損害賠償

施設使用中に、桶川スポーツランドの施設、機材等を事故等により損害を与えた場合は、この現状復帰は桶川スポーツランドが行い、その費用は主催者（申請者）が支払うものとする。

第6条 設置及び撤去

施設および付帯施設において設置、移動させたものは使用後速やかに復帰させること。また、参加者が持ち込んだ廃タイヤ、廃パーツ、ゴミは責任を持って処分すること。（怠った場合次回の貸切申請は拒否します。）

第7条 走行車両規定

走行規定については、別紙走行規定書に基づいて運営を行うこと。

第8条 走行上の規制事項

- ① トラック、バス、特殊車両等、コースに著しい影響を与えると判断される車両は走行できない。※レッカーのための車両は立ち入り可。
- ② 二輪の同乗走行は認めない。四輪の同乗走行は、主催者が認めた場合のみとする。20才以下の同乗者はその親権者の同意がある場合のみ同乗を認める。ただし、その場合はドライバーと同程度の装備であること。

第9条 不可抗力による走行中止

不可抗力（自然現象）により、施設における走行が不可能、危険と桶川スポーツランドが判断した場合は走行を中止させなければならない。この場合当該部分の契約を解除とし、それによる双方の損害は互いに追求しないものとする。

第10条 使用の中断

次の場合は、桶川スポーツランドの判断で施設の使用を中断、中止することができる。尚、この場合使用料の返還は一切しないものとする。

- ① 規定を著しく守られていないと判断されたとき。
- ② 走行マナー（別紙走行規定参照）が著しく守られていないと判断されたとき。
- ③ 重大事故等により催事の継続が不可能と判断された場合。
- ④ 申請書に虚偽の記載がされていた場合。※連絡先、住所等も間違いのないように判読できる字で記入すること。

第11条 支払い

- ① コース使用料その他の機材料など定められた諸経費は、施設使用日の前日までに送金するか当日の午前9時まで（走行前）に窓口にて支払うこと。
- ② 施設使用当日にオプション等の追加が出た場合は直ちに支払いをすること。
- ③ 施設においての電気、水を大量に使用する場合は別料金となる。
- ④ 使用料金等の振込先

2019年1月より法人化に伴い振込先変更となるため、ご請求時にご案内致します。

第12条 貸借条件の変更

申請書受理後の日程変更や解約は原則として禁止する。

貸切契約者の事情により解約された場合は、次のとおりキャンセル料を支払わなければならない。

- ・ 申請書受理直後から…… 施設料金の10%
- ・ 60日～…… 施設料金の50%
- ・ 30日～当日…… 施設料金の100%

※施設料金については「コース使用申請及び誓約書」を確認してください。

第13条 損害保険

原則として損害保険はイベント主催者が加入すること。

※桶川スポーツランドスポーツ安全保険をご利用になりたい方は貸切申請時にご相談ください。イベント開始後の加入はできません。その他イベント全体の保険加入希望の方は別途ご案内致します。ご相談ください。

第 14 条 連絡先

コース使用申請者及びイベントの責任者は、常時連絡が取れる先を明確にすること。

第 15 条 貸切使用の拒否

以下の場合桶川スポーツランドの判断により、貸切使用の契約が成立しない場合がある。

- ① 規約を著しく守れていないと判断した場合。
- ② 安全面の配慮がなされていないと判断した場合。
- ③ 以前にキャンセルがあった場合。
- ④ 貸切使用の拒否対象になっている団体が主催者を変えたり名前を変えて申請した場合。契約後その事実がわかった場合契約は解除する。

上記以外にも理由を明かす事なく拒否する場合がある。

第 16 条 イベントの参加者について

- ・本書または別紙の走行規定などを事前のミーティング等で理解させようとして走行させること。
- ・マナーの著しく悪い走行者には桶川スポーツランドから直接注意または走行の中止を言い渡す場合がある。

第 17 条 協議事項

本書に定めなき事項、または疑義を生じた事項については協議の上で決定する。

補足事項

■ 施設内での飲食に関して

施設内で飲食物等調理する場合は別途申請が必要となる。これは飲食物を販売する業者がイベントにて出店する場合でも同様である。

※許可なく出店した場合は場内から出ていただきます。ピット内（コンクリート上）での調理は厳禁とする。

■ 喫煙者の対応

灰皿の設置されている場所以外は禁煙とする。コース内、ピットでの喫煙者がいないよう主催者は気を配ること。

吸殻の投げ捨てはさせないこと。あまりにもマナーの悪い参加者のいた場合は今後の貸切使用を拒否することもある。

■ イベントを行う際のスタッフへの指導

当日のイベントの運営スタッフには、桶川スポーツランド規約をよく理解させること。

また、コースに入るスタッフは必ず旗の意味を理解していなければならぬ。

走行中に必要以上の人数のスタッフをコース内に入れてはならない。撮影スタッフは三脚をコースに入れないこと。

■ ギャラリーへの対応

ギャラリーをコース内に入れないこと。安全な場所で観覧できるよう気を配ること。

看板を設置してある内側、1 コーナー付近の土手での観覧は禁止している。

また、コンクリートウォールに乗り出したり上ってはいけぬ。主催者判断で入場料を徴収することは可。

■ お客様や各メディアへ告知する場合の注意

電話やメール、口頭などの仮申請時やまだ申請書を出していない段階での告知はしないこと。